

＜大学発新産業創出プログラム(START) 事業プロモーター支援型＞(企業等)

質問番号	分類	質問	回答
1002	①物品費	チーム内の共同実施機関からの物品等の調達を行うことは可能か。例えば、事業プロモーター活動業務に必要な不可欠な特殊な機器を共同実施機関から調達する場合。	原則として、競争原理を導入した調達(入札または相見積もり)を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前にJST課題担当者へ相談ください。
1006	①物品費	サーバーの購入を計画しているが、最大3年間の保守サービスが附与される。事業プロモーター活動期間が2年後の平成31年度末までであるため、保守期間も平成31年度末である2年間に短縮又は按分すべきであるか。	以下の要件を満たすことを前提に、当該保守期間を事業プロモーター活動期間内に短縮又は按分することなく当該サーバー購入費用を直接経費から支出することが認められます。 ① オプションではないこと。 ② 保守料部分の金額が特定できないこと。 ③ ①及び②について、証拠書類として確認できるようにすること。
1007	①物品費	直接経費で海外より調達した物品について、国際宅配便業者から関税の請求を受けた。当該関税を、直接経費から支出することは可能であるか。	事業プロモーター活動業務に直接的に必要で、かつ他の関税と区分することが可能な場合、直接経費(物品費)から支出することが可能です。
1008	①物品費	家電量販店で立替払いにより消耗品を購入する際、ポイントを取得することは可能か。	JSTでは特定のルールを定めておりませんので、実施機関の規程等に基づき、各実施機関の責任において取得の可否を判断してください。
1091	①物品費	物品費として書籍をいくつか定価で購入しているが、見積書には出版社の押印は必要か。	見積書は事務処理説明書(補完版P20)にあるとおり、価格の検討を証する書類です。実施機関の規程に従って適切に支出・管理していれば、メールによる価格照会や汎用品であればカタログ・ネット検索でも可となります。したがって、見積書に押印がなくとも(参考見積という位置づけ)、価格の検討は可能ですので、あえて押印版を取り直す必要はないと考えています。
2001	②旅費	海外出張時には、実施機関の規程で必ず海外旅行傷害保険に加入することとなっているが、当該保険料を直接経費で支出することは可能か。	実施機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、直接経費からの支出が可能です。なお、実施機関の規程によらず、各個人の判断での傷害保険加入や予防接種は認められません。
2002	②旅費	翌事業年度に開催予定の学会の参加費や航空券代を当事業年度の直接経費から支出することは可能か。	翌事業年度開催の学会に係る参加費や旅費を当事業年度の直接経費から支出することはできません。支払期限等の関係から、やむを得ず当事業年度中の支出が必要な場合は、一旦、実施機関や事業プロモーターにて立て替えの上、翌事業年度の直接経費で精算することとしてください。なお、立て替え等の手続きについては、実施機関の定める規程等に従ってください。
2003	②旅費	事業プロモーター活動業務への一時的参加者(被験者やフィールドワークの協力者等)に旅費を支払う場合に、事業プロモーター活動計画書記載の参加者である必要があるか。	直接経費で旅費を支払う場合は、原則として、その支出対象が「事業プロモーター活動計画書に記載された参加者である」という要件を満たす必要がありますが、一時的(3ヶ月未満)な参加者に対して旅費を支払う場合については、事業プロモーター活動計画書への登録を省略することができます。ただし、事業プロモーター活動業務の活動成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がある場合は一時的であっても事業プロモーター活動計画書への登録が必要となります。
2004	②旅費	海外出張に伴う旅券(パスポート)の交付手数料や査証(ビザ)手数料を支出してよいか。	今後の出張予定等を踏まえて、実施機関の規程に基づき判断することとなりますが、当該パスポートやビザの有効期間中に事業プロモーター活動業務以外の目的でも使用することが想定される場合は、直接経費以外(一般管理費等)での支出が望ましいと考えられます。
2005	②旅費	旅費の合算使用が認められる事例として「本事業と他の事業の用務を合わせて1回の出張を行う場合で、本事業と他の事業との間で経費を適切に区分できる場合」となっている。1回の外国出張において3つの用務があり、それぞれの用務が別の事業である場合、例えば航空券代を3等分したり、あるいは各業務時間の割合で按分して処理するような方法は可能であるか。	JSTでは、費用の按分に関して、特定の方法を定めておりませんので、各実施機関の責任において合理的と考えられる方法により区分してください。なお、用務のボリューム等に明らかな偏りがある場合に等分で按分することは、合理的でないと思なされる可能性があります。
2007	②旅費	直接経費から支出する出張で航空会社のマイルを取得することは可能か。	JSTでは特定のルールを定めておりませんので、実施機関の旅費規程等に基づき、各実施機関の責任において取得の可否を判断してください。
3001	③謝金等	雇用水準や雇用期間は、JSTの規程があるのか。それとも内部規程に基づくことによいのか。	実施機関の規程に準拠してください。但し、必要な人材が適正な処遇で雇用されるようご配慮ください。

＜大学発新産業創出プログラム(START) 事業プロモーター支援型＞(企業等)

質問番号	分類	質問	回答
3002	③謝金等	直接経費で雇用する者の人件費として計上可能な項目は、下記のうち、いずれか。 1. 諸手当 ・扶養手当、時間外勤務手当、家賃補助、通勤手当、勤務地加算 2. 社会保険料等 ・健康保険、介護保険、厚生年金、企業年金、雇用保険、児童手当 ・拠出金、労災保険 3. 雇用時の付帯費用 ・赴任旅費、赴任旅費(被扶養者)、面接に係る旅費、事業プロモーター募集広告	○事業プロモーター活動業務に専従する者の場合 ・各実施機関の規程に準拠することとなります。 ・なお3. 付帯費用を計上する場合、「人件費・謝金」ではなく、適切な科目に計上をお願い致します(赴任旅費＝旅費、募集広告＝その他) ○他の業務と兼務する者の場合 ・1. および2. は、給与と同様、従事日数または時間等により適切に按分した上で計上ください。 ・3. は、計上できません。
3003	③謝金等	直接経費で雇用する者が、有給休暇を取得した場合、当該有給休暇部分を直接経費として計上出来るのか。	就業規則等において有給休暇の取扱いが規定されており、かつ、事業プロモーター活動業務のために雇用された期間に対する有給休暇の使用である場合に、計上可能です。また、事業プロモーター等が複数の資金等により雇用される場合には、従事日誌に基づく従事時間により按分して計上することも可能です。
3004	③謝金等	退職金を直接経費で計上することは認められるか。 また、退職給付引当金を計上することは可能か。	就業規則等において退職金の取扱いが規定されており、かつ、事業プロモーター活動業務のために雇用された期間に対する退職金である場合に、計上可能です。 また、退職給付引当金は、各実施機関が機関の規程に従って適正に算定を行い、対象者毎に金額を明らかに出来る場合に計上が可能です。 なお、兼業者については、退職金・退職給付引当金のいずれの場合も、事業プロモーター活動業務に係る従事部分を従事割合等により区分して適切に計上する必要があります。
3005	③謝金等	直接経費から人件費を措置している事業プロモーターが産前産後休暇(有給)を取得する予定であるが、当該期間の人件費を直接経費から支出することは可能であるか。	産前産後休暇(有給)について、通常発生し得る他の有給休暇と特段の区別は設けていません。各実施機関の規程に沿って適切に対処されることを前提に支出可能です。
3006	③謝金等	一時的作業で謝金を支払う場合に、事業プロモーター活動計画書記載の参加者である必要があるか。	直接経費で人件費・謝金を支払う場合は、原則として、その支出対象が「事業プロモーター活動計画書に記載された参加者である」という要件を満たす必要がありますが、一時的(3ヶ月未満)な作業等に対して謝金(アルバイト料)を支払う場合については、事業プロモーター活動計画書への登録を省略することができます。また、会議等に招へいする外部講師も上記に準じ、一時的な参加であれば登録を省略することができます。ただし、事業プロモーター活動成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がある場合は一時的であっても事業プロモーター活動計画書への登録が必要となります。
3007	③謝金等	講演会や講習会を開催する場合の講師に対する謝礼は、謝金で支払うことができるか。支払いができる場合、各機関の謝金の規程に基づく支払いで良いのか。	事業プロモーター活動業務に直接必要であることを前提に、外部の招へい者等に対する講演謝金を直接経費から支出できます。 但し、ここでいう「外部」とは実施機関外ではなく、「事業プロモーターユニット外」を指します。従って、実施機関外の者であっても、同一ユニット内の者に対する謝金は支出できません。 なお、JSTで単価等を定めておりませんので、各実施機関の規程に沿って処理ください。
3091	③謝金等	来年度より、その他参画者として新規に一人追加登録を考えているが、人件費の計算方法について以下のとおりでよいのか。 新規登録者は労基法上の管理監督者にあたり、勤怠の時間管理をしていない。 その場合、1日の労働時間を就業規則上の8時間と固定し、8時間×労働日数よりエフォート率分の時間をSTART事業に従事したものとて人件費の案分を行えばよいのか。	事業プロモーターではなく、事務職員として参画者リストに登録されることを前提に、事務処理説明書(補完版P12)に従い作業日誌等による勤怠管理を実施のうえ、START事業の業務にかかわる経費のみを人件費計上するようお願いいたします。 「労基法上の管理監督者にあたり、勤怠の時間管理をしていない。」とのことですが、エフォート率固定による計上ではなく、上記のとおり実際に従事した時間によりSTART事業の業務にかかわった経費を人件費に計上するようお願いいたします。 ＜事務処理説明書(補完版) P12該当部分抜粋＞ (d) 本事業プロモーター活動業務にかかる従事内容及び従事状況を適切に管理する体制を整備し、勤務形態に応じて以下に従うこと。 (e) 従事日または時間の区分を明確にするための従事日誌等の書類を整備し、それらを当該年度の精算時にJSTへ提出すること。 (f) 従事日数または時間に応じ、直接経費への人件費の計上を適切に按分すること。(各種手当、社会保険料等が計上される場合、それらも適切に按分すること。)

＜大学発新産業創出プログラム(START) 事業プロモーター支援型＞(企業等)

質問番号	分類	質問	回答
3092	③謝金等	知識提供のため謝金と立替でいただいた旅費を外部招聘者に支払った。 旅費も含め謝金扱いとなるため、源泉徴収して支払った。 このような場合、どのように経費計上をしたらよいか。	外部招聘者の謝金と旅費を負担する場合は謝金として一括計上して結構です。 なお、源泉徴収分も含めて、費用の計上が可能です。
4001	④その他	予定していた海外出張が急遽予定変更となった。これに伴うキャンセル料は直接経費として支出可能か。	キャンセル料については、一般的には天災等の真に止むを得ない理由であれば直接経費からの計上が認められ支出が可能と考えられますが、具体的な個々の事案の適否については、各機関の規程の範囲内で、各実施機関において適切に判断を行ってください。なお、事務手続き上の誤りや自己都合による場合には支出することは出来ません。
4002	④その他	フィールドワーク先までレンタカーを使用する必要が生じ、それに係るガソリン代と高速道料金を支払うケースが生じた。 これらについて全て執行することは可能か。また、あわせてどの予算費目で整理するのが適切か。	移動手段としてのレンタカー、燃料代、高速道路料金の取り扱いについては、経済性・効率性に配慮した上で、各実施機関の規程に基づき適切に判断を行って処理してください。 なお、予算費目は「その他」として計上ください。但し、実施機関の旅費規程で「旅費」に計上する場合の予算費目は「旅費」としてください。
4003	④その他	手数料に関する以下のケースについて、直接経費で計上してよいか。 ○事業プロモーター活動成果発表のための学会参加費の立替払いにおいて、立替を行った事業プロモーターが振込手数料を負担した場合 ○海外から特殊な種子を輸入したが、この購入にかかる個別送金手数料	手数料については一般管理費的性格を有することから、直接経費以外(一般管理費など)での計上が原則となりますが、事業プロモーター活動業務に直接必要なものに係る手数料であり、他の手数料と明確に区分できる場合は、例外的に直接経費にて計上することも可能と考えられますので、実施機関で適切に判断を行ってください。
4004	④その他	学会に関する費用について、直接経費から以下の支出が認められるか。 ・参加費(登録費) ・予稿集代 ・年会費 ・懇親会費 懇親会費は以下の2パターンについて ①:学会参加費と懇親会費のそれぞれの金額が開催案内等で明示されており、区分して支出することが可能なもの。 ②:学会参加費に懇親会費が含まれており(切り分け不可能)、総額での支払いを必要とするもの	事業プロモーター活動成果等、事業プロモーター活動業務に直接必要な学会参加に関する費用である場合には、「参加費(登録費)」および「予稿集代」の支出が可能です また「年会費」について、原則として、個人又は実施機関の権利となるものへの支出は認められず、更にすでに継続して加入している学会の年会費を、事業プロモーター活動期間のみ直接経費から支出することは認められません。 ただし、事業プロモーター活動成果に係る論文の発表などのために、新たに当該学会への加入が必要となる場合は、例外として直接経費からの支出が認められます。 「懇親会費」の取扱い ①については、国費を財源とすることから、直接経費以外の経費にて支出ください。 ②については、実施機関の規程の範囲内で何らかの合理的な考え方(旅費支払いを行っている場合には日当等の食事相当額を控除すること、会議費等の機関内の支給基準を準用すること等)に基づき、過剰な支払いとならないよう適切に判断の上、処理を行ってください。なお、学会参加費と不可分なレセプション等が事業プロモーター活動業務に関する活動の一環であり、供される食事も極めて軽微であると実施機関が判断する場合には、学会参加費と一括して直接経費より支出することを妨げません。
4006	④その他	印紙税、固定資産税等の税金を直接経費から支出することは可能か。	印紙税、固定資産税等の税金は管理事務の必要経費と考えられることから直接経費ではなく一般管理費で措置するのが妥当と考えられます。

<大学発新産業創出プログラム(START) 事業プロモーター支援型>(企業等)

質問番号	分類	質問	回答
4007	④その他	専用メーターが装備されていない場合であっても合理的な算定根拠がある場合には光熱水料を直接経費から支出することが可能とされているが、合理的な算定根拠とは、具体的にどのようなものをいうのか。	光熱水料の合理的な算出方法例としては、以下のようなものが考えられます。 但し、施設単位で算定方法が統一されており、個々の負担額の総額が、施設での発生総額に対し過不足の生じないことが前提となります。 なお、以下はあくまでも例示ですので実際の計算にあたっては、各機関が個々の事例に応じてその合理性を十分に説明しうる方法にて行ってください。 【ケース1】フロアの一部を占有エリアとして事業プロモーター活動業務を実施している場合 (例1) 光熱水料=電力会社の契約単価(円/kwh)×{(フロア全体の使用電力量÷フロア全体面積)}×(事業プロモーター活動業務を実施している占有エリア面積) (例2) 光熱水料=フロア全体の年間又は月毎の光熱水料×(事業プロモーター活動業務を実施している占有エリア面積÷フロア全体面積) 【ケース2】事業プロモーター活動設備を共同利用している場合(スパコン、高圧電子顕微鏡など) (例) 光熱水料=(設備の定格電力量×電力会社の契約単価(円/kwh))×使用時間 【ケース3】フロアの一部又は全部を占有した特別の区画内に設置されている設備(クリーンルーム内にある設備) (例) 光熱水料=(設備の定格電力量×電力会社の契約単価(円/kwh))×使用時間+(クリーンルーム全体の年間又は月毎の光熱水料)×(クリーンルーム全体の中で使用設備が占める面積割合(20%であれば0.2))
4009	④その他	実験の協力者、被験者への謝礼として、商品券等の金券を渡した場合、直接経費での計上が可能か。	謝礼として使用した商品券等の金券の費用を直接経費として計上することは可能です。但し、一人当たりの謝礼金額が実施機関の規程等に基づき妥当であることが前提です。また、購入数量が過剰とならないよう、十分留意の上、管理台帳を作成するなど適切に在庫管理ください。なお、余剰(使い残し)が発生した場合、当該部分の計上は認められません。
4012	④その他	特許関連経費は直接経費で原則支出できないとのことであるが、特許出願費用ではなく、事業プロモーター活動を進めるにあたり必要となる先行技術調査のための費用は直接経費から支出することは可能であるか。	当該先行技術調査が特許出願を目的としたものであれば、一般管理費からの支出が妥当ですが、事業プロモーター活動の方向性の検討のためである等、事業プロモーター活動を推進する上で直接必要なものであれば、直接経費からの支出が可能です。 なお、特許関連経費を直接経費から支出することが認められている事業及び研究タイプの場合、事前申請が承認されている場合に限り、当該特許関連経費を直接経費から支出することが認められます。 【参考】事務処理説明書共通版(P46) 注) 特許関連経費の取扱い: 本事業では、「特許関連経費(出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等)」については、間接経費での計上を原則とします。
4013	④その他	アメリカにてレンタカーを借りた際に保険にも加入した。当該ロードサービス及び緊急医療に関する保険について、直接経費から支出することは可能であるか。 【レンタカー使用の理由】 公共交通機関がほとんどなく、安全な移動手段は車しかない。多くの高価な機材を運搬し、頻繁に移動するため、都度タクシーを呼ぶことは実験の進行を妨げる。	実施機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、直接経費からの支出が可能です。 なお、規定によらない各個人の判断による保険の加入は受益者負担となることから認められません。
4091	④その他	平成30年度第1サイクル2次申請に向けて市場調査を予定している。2次申請期限まで猶予がなく、可能であれば平成29年度中(3月中)に市場調査の発注をかけたいが認められるか。	直接経費として計上できる経費は、原則として契約期間中に発注(契約)が行われたものであり、契約期間前の発注は認められません。ただし、事業プロモーター活動業務を計画に則って推進する上で、必要不可欠な対応と判断した場合は例外的に認めることがあります。個別にJST課題担当者にご相談ください。
4092	④その他	JSTに原本提出する契約書や報告書等の郵送費については、直接経費で支出してよいか。	郵送費については一般管理費または自己負担にて支出してください。

＜大学発新産業創出プログラム(START) 事業プロモーター支援型＞(企業等)

質問番号	分類	質問	回答
4202	④その他	事業プロモーター活動業務に必要な実施場所を実施機関内で得られず、外部の専用施設を賃借。 事業プロモーター活動業務の終了にあたり、当該実施場所の賃借契約を解約。 原状回復工事を行う必要があるが、直接経費からの支出が可能であるか。	直接経費からの支出が可能です。当事業年度中に工事を完了させる必要があります。 【参考】事務処理説明書(共通版)企業等:P35 [4]研究実施場所借上経費について ・当該委託研究に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の支出が可能です。 研究機関は、研究実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切に判断の上、支出してください。なお、対象となる施設が研究機関所有の場合、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。 ・研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な機関においては、収支簿に添付して提出してください(様式任意)。
5001	⑤間接経費	プリンタのトナーや文具類、事務什器等の環境整備費用は直接経費で支出できるか。	当該事務機器や消耗品が他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。但し、事業プロモーター活動業務に直接的に必要であり、実施現場において事業プロモーター活動業務のために専ら使用するものであれば、汎用的な事務機器や消耗品であっても、直接経費から支出することが可能です。実施機関の責任において適切に判断の上、支出してください。
6001	⑥知的財産権関係	“著作者人格権の不行使”とは具体的にはどのようなこと指し示すのか。	「著作者人格権」には下記の3つの権利があります。これらは譲渡することができないもので、著作者の手元に残り続ける権利です。 (1)公表権 著作物を公表するかしないか、公表するとすれば、いつ・どのように公表するかを決めることができる権利。 (2)氏名表示権 著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合に本名を表示するか、ペンネームを表示するかを決めることができる権利。 (3)同一性保持権 著作物の変更、切除などの改変を認めない権利。 例えば「著作者人格権」が問題になるケースとして、音楽の場合で言えば「替え歌」がその典型的な例です。著作者に無断で替え歌にすることは、上に示した「同一性保持権」を侵害することになります。 事業プロモーター活動業務においては、活動成果として著作物が創出された場合に、一般的な特許権と同様に実施機関で権利を承継することが可能ですが、その権利について中身の改変等を行う様な場合「著作者人格権」に問題が発生しないよう、権利を承継する実施機関自身が著作者と権利不行使等の必要な措置を講ずるための規定です。
6002	⑥知的財産権関係	実施機関に帰属し出願した特許等について、その後のマーケティング等の結果、実施機関として不要になった場合、放棄することはできるか。	「登録料もしくは年金の不納」、「出願審査請求の未請求」、「取下げ」などにより自らの意思で知的財産権を放棄する場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までにJSTへ通知してください。JSTが有用性等を審査の上、承継し、出願・申請する場合があります。なお、下記事由については、速やかにJSTへ通知されることを前提に事後の通知とすることができるものとします。 「拒絶承服」、「異議承服」、「無効承服」、「却下」、「消滅」
6010	⑥知的財産権関係	国内出願をしたときにはどのような書類をJSTに提出しなければならないか。	「知的財産権出願通知書(知財様式1)」を提出してください。 その際、出願番号、出願日、【国等の委託研究の成果に係る記載事項】等必要事項が確認できるよう受領書並びに出願プルーフの願書および明細書の【発明の名称】が分かる箇所までの写しを添付してください。 共同出願の場合は、出願人毎に提出してください。 国内出願の場合は願書に【国等の委託研究の成果に係る出願】である旨の記載が義務付けられていますので、記載漏れの場合は速やかに願書の補正手続きを行ってください。
6011	⑥知的財産権関係	海外出願をしたときにはどのような書類をJSTに提出しなければならないか。	「知的財産権出願通知書(知財様式1)」を提出してください。 その際、出願番号、出願日、優先権主張番号等が確認できる書類(受領書等)の写しも添付してください。 海外出願の場合は願書に【国等の委託研究の成果に係る出願】である旨の記載は不要です。 PCT出願の場合は、出願時に通知が必要です。なお、出願日が平成29年度以降が対象です。

<大学発新産業創出プログラム(START) 事業プロモーター支援型>(企業等)

質問番号	分類	質問	回答
6012	⑥知的財産権関係	PCT出願を各国に移行する際には何かJSTに通知する必要はあるか。	各国移行の場合にも国毎に「知的財産権出願通知書(知財様式1)」を提出する必要があります。その際、記載事項が確認できる資料の添付をお願いします。 PCT出願では、出願時にも通知が必要です。なお、出願日が平成29年度以降が対象です。
6013	⑥知的財産権関係	共有に係る国内出願を海外に出願する際、費用対効果を考え持分を他の共有者に譲渡したい場合には、JSTに事前に申請する必要はあるか。	「移転」に相当しますので、「知的財産権移転承認申請書(知財様式3)」を提出していただく必要があります。 なお、移転が完了した場合には60日以内に「知的財産権設定登録等通知書(知財様式1)」の提出が必要です。
6014	⑥知的財産権関係	知的財産権の取扱いに関し、事前にJSTに申請しなければならないものにはどのようなものがあるか。	委託研究契約事務処理説明書共通版「Ⅲ. 知的財産権の管理について」の「2(3). 研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について」に一覧表が掲載されていますので、ご確認ください。
6015	⑥知的財産権関係	事業プロモーター活動業務終了後に、JSTへの申請・通知に該当する事案が生じた場合は事業プロモーター活動期間内と同等の対応が必要か。	事業プロモーター活動業務委託契約の(存続条項)に規定されている条項はすべて事業プロモーター活動業務終了後も存続しますので、該当するものに関してはJSTへの申請・通知が必要です。
6016	⑥知的財産権関係	実施機関が非承継を希望する場合は、どのような手続きをすればよいか。	実施機関は一旦権利を承継した後に、出願前にJST課題担当者に放棄通知書(様式任意)をお送りください。JSTにて出願が妥当と判断した場合はJST名義で出願し、実施許諾することができます。 なお、事前にJSTにご相談いただければ、事案に応じて必要な手続きをご案内します。
6017	⑥知的財産権関係	国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類の「(【代理人】)」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成〇〇年度、国立研究開発法人科学技術振興機構、〇〇事業「研究題目名」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」と記載してくださいとの説明が事務処理説明書にあるが、「平成〇〇年度」にはいつの年度を記載すればよいか。	事業プロモーター活動業務委託契約初年度を記載してください(なお、当該事業プロモーター活動業務が複数の契約に基づく場合は、初回契約の初年度を記載)。
7001	⑦決算報告・収支簿	調達等に係る業者等への支払いは3月31日までに完了しなければならないのか。当機関の支払日が、月末締め翌月末払いとなっているので、3月納品分については、4月末払いになってしまう。	業者等への支払いの期限は「委託研究実績報告書の提出期限まで」としており、契約期間が年度末まで継続する場合は、翌事業年度の5月31日が支払期限となります。なお、納品検収が3月末までに行われ、業者等への支払が4～5月になされるものについては、納品検収が完了した事業年度に経費を計上する必要があります。
7003	⑦決算報告・収支簿	試作品やソフトウェア製作は、どの予算費目で仕訳すべきか。	試作品は、物品費に計上を行ってください。また、ソフトウェアについては、既製品の場合は「物品費」、外注品の場合は「その他」に計上してください。なお、事業プロモーター活動要素を含む外注(再委託)は原則として認められませんので、ご注意ください。
7004	⑦決算報告・収支簿	市販のデジタルデータ(コンテンツ)の購入費用およびソフトウェアのライセンス使用料は、どの予算費目とすべきか。	市販のデジタルデータ(コンテンツ)の購入費用およびソフトウェアのライセンス使用料に係る予算費目は「その他」としてください。
7005	⑦決算報告・収支簿	直接経費で雇用する者の3月分の社会保険料等、3月末までに金額が確定しない経費がある。当該経費については、当事業年度・翌事業年度どちらの年度区分で処理すればよいか。	事業プロモーター活動経費の計上は経費の発生した年度区分で処理することが原則となります。3月末時点で確定しない経費であっても、経理様式1「委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)」の提出日(提出期限)までに金額が確定する場合は、当事業年度において計上することとしてください。 なお、事業年度末において支払額が確定しない社会保険料や光熱水料等については、実施機関の規程において翌事業年度に計上することとしている場合には、実施機関の規程に従って処理することが可能です。ただし、事業プロモーター活動期間が翌事業年度以降も継続することが事業プロモーター活動計画書により確認できる場合に限りです。

＜大学発新産業創出プログラム(START) 事業プロモーター支援型＞(企業等)

質問番号	分類	質問	回答
8003	⑧その他	当機関から他機関へ再委託を行いたい案件があるが、再委託用の契約雛形はあるか。	当事業では、事業プロモーター活動要素を含む再委託は原則として認められておらず、再委託用の契約雛形も用意しておりませんので、まずはJST課題担当者へご相談ください。 なお、例えばソフトウェアプログラムの作成といった、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については上記の再委託には当たらないとして、直接経費での計上が認められております。
8004	⑧その他	消費税相当額とは何か。	事業プロモーター活動業務委託契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、事業プロモーター活動経費の総額が消費税の課税対象となります。一方で、支出額に人件費・外国旅費等の不課税取引等が含まれる場合には未払消費税が発生することになりますので、これを消費税相当額として直接経費で計上し、実施機関に留保しておくことが可能です。
8005	⑧その他	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守している機関で、科学研究費補助金を受給し、科学研究費補助金と同じ条件で内部監査を実施する場合には、実地調査の対象外として取り扱われるとのことであるが、「科研費と同条件の内部監査」とは、監査対象をどのように定めるのか。	監査対象(通常監査)は、JST事業の10%以上とすることが望ましいと考えます。(監査対象を「科学技術研究費補助金事業+JST事業の合計件数」の10%以上とすることも可能ですが、その場合は、科研費の比率にも留意しつつ実施ください。)また、通常監査のうち10%以上について特別監査を行うこととしてください。 なお、内部監査の実施状況は公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」へ記載してください。
8006	⑧その他	事業プロモーター活動経費の概算払いを受けることにより、口座に利息が生じたが、この利息分については、JSTに報告する必要があるのか。報告するための所定の様式はあるのか。	事業プロモーター活動経費に係る利息分については報告の必要はありません。当該利息分については、事業プロモーター活動業務に直接的あるいは間接的に資する目的で使用されるのが望ましいと考えます。
8007	⑧その他	事務処理説明書に「機関の規程に基づく執行であっても、当該委託研究費の財源が国費であることに照らして、JSTが不適切と判断する場合は、全額もしくは一部を認めないことがあります。」とあるが、どのようなケースを想定しているのか。	規程自体はあるものの当該事業のみに適用する規程を作成し、他の業務よりも給与・日当等の単価設定を高くする、あるいは、規程等に明確な根拠がなく、管理者の裁量により支払われる賞与等、国費を財源とした経費執行として不適切な場合を想定しています。
8008	⑧その他	事業プロモーター活動業務委託契約の発効日(契約開始日)以降で、かつ、JSTから事業プロモーター活動経費が振り込まれるまでの間に発生する活動経費を支出してよいか。	発効日(契約開始日)以降に発生する当該事業年度分の事業プロモーター活動経費につきましては、JSTと合意した事業プロモーター活動計画に基づく経費であれば、実施機関にて経費を立替えの上、支出することが可能です。活動を進める上で必要な人件費、旅費、消耗品などの経費を支出することができます。 なお、機器の購入や事業プロモーターの新規雇用の場合など、上記の事業プロモーター活動計画に基づく経費の執行について、念のため確認したい場合は、JST課題担当者までお問合せください。
8010	⑦決算報告・収支簿	未使用の納入遅延金等、JSTに返還すべき収入が発生した場合、どのようにJSTに報告すればよいか。	経理様式1「委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)」記載例のとおり、備考欄に事由と返還金額を記載の上、JSTに提出をお願いします。 なお、その場合、JSTから当該収入額に係る補足資料の提出を求められる場合があります。